

国産青果物安定供給体制構築事業実施要領（案）

制定 令和〇年〇月〇日 7 農産第〇〇号
農林水産省農産局長通知

第1 趣旨

国産青果物安定供給体制構築事業補助金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け 7 農産第〇〇号農林水産事務次官依頼通知。以下「要綱」という。）に定める国産青果物安定供給体制構築事業（以下「本事業」という。）の実施については、要綱に定めるもののほか、本要領によるものとする。

第2 事業内容

本事業の事業内容、事業実施主体、補助率、補助対象となる経費の範囲、費目ごとの詳細は別表1及び2に定めるとおりとし、各事業の取組内容等は事業ごとに定める別紙のとおりとする。

- 1 国産野菜周年安定供給強化事業（別紙1）
 - (1) 国産野菜周年安定供給強化推進事業
 - (2) 国産野菜周年安定供給強化支援事業
- 2 青果物流通合理化支援（別紙2）
 - (1) サプライチェーン連携強化推進事業
 - (2) 流通体制合理化実証事業

附則

この通知は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表 1

区分	事業内容	事業実施主体	補助率
1 国産野菜周年安定供給強化事業	(1) 国産野菜周年安定供給強化推進事業 (2) 国産野菜周年安定供給強化支援事業	独立行政法人農畜産業振興機構	定額
2 青果物流通合理化支援	(1) サプライチェーン連携強化推進事業 (2) 流通体制合理化実証事業	(1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 農業協同組合連合会 (5) 農業協同組合 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者 (8) 特認団体 (9) コンソーシアム (別紙2に定める場合に限る。)	定額

別表2 拠助対象経費

費目	細目	対象メニュー	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・国産野菜周年安定供給強化支援事業 ・サプライチーン連携強化推進事業 ・流通体制合理化実証事業 	<p>本事業を実施するために直接必要な備品及び機械導入に係る経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格が50万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
人件費		<ul style="list-style-type: none"> ・国産野菜周年安定供給強化支援事業 ・サプライチーン連携強化推進事業 ・流通体制合理化実証事業 	<p>本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> ・国産野菜周年安定供給強化支援事業 ・サプライチーン連携 	<p>本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</p>	

		強化推進事業 ・流通体制合理化実証事業	
通信・運搬費	・国産野菜周年安定供給 強化支援事業 ・サプライチャーン連携 強化推進事業 ・流通体制合理化実証事業	本事業を実施するため に直接必要な郵便、運 送、電話等の通信に係る 経費	・切手は物品受払簿で管 理すること。 ・電話等の通信費につい ては、基本料を除く。
借上費	・国産野菜周年安定供給 強化支援事業 ・サプライチャーン連携 強化推進事業 ・流通体制合理化実証事業	本事業を実施するため に直接必要な実験機器、 事務機器、通信機器、ほ 場等の借上げ経費	・レンタルが困難な場合 は、リースも対象とす る。 ただし、補助対象経費 は、本事業を実施する ために必要な期間に係 る経費に限るものとす る。
システム導入費	・サプライチャーン連携 強化推進事業	本事業を実施するため に直接必要なシステムの 導入に係る経費	・取得価格 50 万円以上 のシステムについて は、見積書（当該シス テムを取り扱うのが 2 社以下の場合を除き、 原則 3 社以上から取得 すること）やカタログ 等を添付すること。 ・クラウド使用料を含 む。

開発・改良費	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライチ エーン連携 強化推進事 業 	<p>本事業を実施するため に直接必要なシステム等 の開発・改良に要する経 費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム設計費等 ・専門家に支払う謝金、 人件費及び旅費 	<ul style="list-style-type: none"> ・API の整備・改良及び システム開発・改良 (API 接続検証に必要 となる開発・改良を含 む。) 並びにデータ連 携の効果を高めるため に必要なプログラムや アプリケーション等の 開発・改良に必要な経 費に限る。 ・謝金、人件費の単価の 設定根拠となる資料を 添付すること。 ・事象実施主体等に対す る謝金は認めない。 ・人件費については、事 業を実施する事業実施 主体が当該当該事業に 直接従事する者に対し て支払う実働に応じた 対価（給与その他手 当）とする。
パレット導入 費	<ul style="list-style-type: none"> ・流通体制合 理化実証事 業 	<p>本事業を実施するため に直接必要な標準仕様の パレットの導入に係る経 費（レンタル料等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、青果物流通標準 化ガイドライン（令和 5年3月）又は業界が 定めるガイドラインに おいて推奨する標準仕 様のパレットであるこ と。
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・国産野菜周 年安定供給 強化支援事 業 ・サプライチ エーン連携 強化推進事 業 ・流通体制合 	<p>本事業を実施するため に直接必要な資料等の印 刷に係る経費</p>	

	理化実証事業		
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・国産野菜周年安定供給強化支援事業 ・サプライチーン連携強化推進事業 ・流通体制合理化実証事業 	<p>本事業を実施するため に直接必要な図書、参考 文献に係る経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、定期刊行物等、 広く一般に定期購読さ れているものを除く。
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・国産野菜周年安定供給強化支援事業 ・サプライチーン連携強化推進事業 ・流通体制合理化実証事業 	<p>本事業を実施するため に直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（補助事業実施 期間内）又は一度の使 用によって消費されそ の効用を失う低廉な物 品 ・USBメモリ等の低廉な 記録媒体 ・実証試験に用いる低廉 な器具等 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は物品受払簿で 管理すること。
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライチーン連携強化推進事業 ・流通体制合理化実証事業 	<p>事業を実施するために 直接必要な試作品の開発 や試験等に必要な原材料 の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料は物品受払簿で 管理すること。

資材費	<ul style="list-style-type: none"> ・国産野菜周年安定供給強化支援事業 ・サプライチーン連携強化推進事業 ・流通体制合理化実証事業 	<p>事業を実施するため に直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証ほの設置、検証等 に係る掛かり増し資材 費（通常の営農活動に 係るものを除く。） ・新品種・新技術のモデ ル導入に係る資材費 	
情報発信費	<ul style="list-style-type: none"> ・国産野菜周年安定供給強化支援事業 ・サプライチーン連携強化推進事業 ・流通体制合理化実証事業 	<p>本事業の実施に直接必 要な広告、啓発に要する 経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人又は法人の 資産形成又は販売促進 につながる広告、啓発 を除く。
燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・国産野菜周年安定供給強化支援事業 ・サプライチーン連携強化推進事業 ・流通体制合理化実証事業 	<p>本事業を実施するため に直接必要な農業用機械 の燃料代</p>	
光熱水料費	<ul style="list-style-type: none"> ・国産野菜周年安定供給強化支援事業 	<p>事業を実施するため に直接必要な電気、ガス、 水道料金の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料は除く。

旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・国産野菜周年安定供給強化支援事業 ・サプライチーン連携強化推進事業 ・流通体制合理化実証事業 	本事業を実施するため に直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅費	
	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・国産野菜周年安定供給強化支援事業 ・サプライチーン連携強化推進事業 ・流通体制合理化実証事業 	事業を実施するために 直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・国産野菜周年安定供給強化支援事業 ・サプライチーン連携強化推進事業 ・流通体制合理化実証事業 	<p>本事業を実施するため に直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への 謝礼に必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体等に対する謝金は認めない。

委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・国産野菜周年安定供給強化支援事業 ・サプライチェーン連携強化推進事業 ・流通体制合理化実証事業 	<p>本事業を効率的に実施するために行う、事業の一部分を他の者に委託するためには必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。ただし、事業実施主体の交付事務及び実施確認の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業等の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・国産野菜周年安定供給強化支援事業 ・サプライチェーン連携強化推進事業 ・流通体制合理化実証事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費 ・事業を実施するために直接必要な農作業及び農地・農作物等のデータ分析を外部に委託する際に必要な経費並びに農業用機械等を用いたサービスの利用料 	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・国産野菜周年安定供給強化支援事業 	<p>本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライチ エーン連携 強化推進事 業 ・流通体制合 理化実証事 業 		
租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ・国産野菜周 年安定供給 強化支援事 業 ・サプライチ エーン連携 強化推進事 業 ・流通体制合 理化実証事 業 	<p>事業を実施するために 直接必要な委託の契約書 に貼付する印紙及び運営 拠出金に課される消費税 に係る経費</p>	

注1 上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体等で具備すべき備品・
物品等の購入及びリース・レンタルは、補助対象経費として認めないものとする。

注2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって
金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理すると
ともに他の事業等の会計と区分することとする。

別紙2 青果物流通合理化支援

第1 事業の目的

夏期の高温等により、青果物においては収穫量の減少や品質の低下等の深刻な影響が発生しているところであり、安定した周年供給に向けた効率的な流通体制の構築を推進するため、生育予測システムや集出荷システム等の導入のほか、流通事業者や実需者の受入体制に合わせた青果物の出荷規格の簡素化・合理化、パレット規格の標準化といった流通合理化に向けた実証を支援する。

第2 事業実施主体

本要領別表1の事業実施主体の欄に定める事業実施主体(以下「事業実施主体」という。)は、次に定める基準を満たすこととする。

1 共通

- (1) 事業実施主体の代表者や役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- (2) 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約等(以下「規約等」という。)が定められていること。
- (3) 規約等において、一つの手続きにつき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 受益農業従事者(農業(販売・加工等を含む。)の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。)が5名以上であること。
- (5) 事業実施主体は、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。

2 本要領別表1の区分2の事業実施主体の(7)の民間事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 第3の取組においては、産地の指導及び育成に取り組むとともに、以下のいずれかに取り組むこと。
 - ア 複数の生産者と一体的に行う、複数の産地の集出荷機能の合理化や産地間連携等による事業対象品目の青果物の流通コストの低減
 - イ 生産者、中間事業者及び食品製造事業者等が一体的に行う加工・業務用需要に対する国産原材料の安定供給体制の構築
- (2) 以下のア及びイを満たすこと。
 - ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体(当該民間事業者(関係会社(自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。)を含

む。) が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。) から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。

イ 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していることとする。

ウ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。

3 本要領別表1の区分2の事業実施主体の（9）のコンソーシアムは次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、流通事業者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。このうち、第3の1に取り組む場合にあっては、生産者及び実需者を、第3の2に取り組む場合にあっては、生産者及び流通事業者を必須の構成員とする。
- (2) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- (3) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与する等事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第3 事業内容

1 サプライチェーン連携強化推進事業

(1) 事業内容

生産現場のデータを実需者（卸売業、食品製造業、小売業、外食産業等）に提供したり、実需者のデータを生産現場において取得したりするなど、複数産地と実需者等とのデータ連携による加工・業務用野菜のサプライチェーンの連携強化に向けた、次に掲げる取組を支援する。

なお、事業の実施に当たっては、イの取組は必須とする。

ア 生育予測システムや集出荷システム等の導入に向けた調査・検証

事業の実施に当たっては、次に掲げる取組を全て行うものとする。

(ア) 検討会の設置

業務の効率化、輸送コストの低減等による効率的なサプライチェーン構築に向け、生育予測システムや集出荷システム等の検討会を設置するものとする。検討会の開催に当たっては、農業者、実需者等のサプライチェーン関係者を構成員とすること。

(イ) 生育予測システム、集出荷システム等の導入・検証

生育予測システム、集出荷システム等を導入し、システムの产地等への適合性、コストを含む導入効果、効果的な技術の活用手法等について(ア)の検討会で分析・検証を行うものとする。

また、必要に応じて、先進地での調査等を実施するものとする。

(ウ) 翌年度以降の生産・販売への反映手法の検討

事業実施年度の翌年度以降の生産・販売について、(イ)で得られた分析・検証の結果の活用・反映手法を(ア)の検討会で検討するものとする。

(エ) 成果の報告

(ア) から(ウ)までの成果に関する報告書を作成する。

イ システム連携等によるデータ共有体制の整備

事業の実施に当たっては、次に掲げる取組を全て行うものとする。

(ア) データの共有・連携に向けた調査・検討

農業者、実需者等がサプライチェーン内で行うデータ共有・連携の円滑化に向け、データの共有・連携方法の標準化等に関する検討会を開催するものとする。

検討会の開催に当たっては、農業者、実需者等のサプライチェーン関係者を構成員とするほか、システムの連携を行う場合にあっては、ソフトウェア製造事業者、データ連携プラットフォーム運営事業者等を加えることが望ましい。

なお、共有・連携するデータは、あらかじめ、関係事業者へのヒアリングなどによりサプライチェーン関係者の意見を踏まえて選定するものとし、その共有・連携の手段や目的と合わせて別添1-1の事業実施計画に記載すること。

また、必要に応じて、先進地での調査等を実施するものとする。

(イ) データの共有・連携を行うためのプラットフォーム等の整備

データ連携の効果を高めるためのプログラム・アプリケーションの開発・改良、システムの改良、APIの整備その他データの共有・連携を行うための枠組み、プラットフォーム等の整備を行うものとする。

(ウ) データの共有・連携の実証

(イ)において整備した枠組み、プラットフォーム等を用いてデータの共有・連携の実証を行い、生産現場及び実需者におけるデータ連携の有効性の検証や今後ビジネスとして取り組む際の課題等について調査を行った上で、分析、評価及び改善検討を行う。

(エ) 成果の報告

(ア) から(ウ)までの成果に関する報告書を作成する。

ウ 機器・設備等のリース導入

ア及びイの取組に必要な電子タグ付き大型コンテナ等のリースによる導入を行う。

(2) 事業対象品目

野菜（ばれいしょ及びかんしょを除く）、果樹に限る。

(3) 事業実施期間

原則1年以内

2 流通体制合理化実証事業

(1) 事業内容

流通事業者や実需者との受入体制に合わせた生産・出荷に向けた、次に掲げる取組を支援する。

ただし、事業の実施に当たっては、アからウまでの取組は必須とする。

ア 流通体制の合理化に向けた調査・検討

産地が行う実需者等の受入体制に合わせた生産・出荷に向け、パレットや外装・包装サイズの標準化や出荷規格の見直し・簡素化等の流通合理化に関する検討会を開催するものとする。検討会の開催に当たっては、農業者、実需者、流通事業者を構成員とする。

また、必要に応じて、先進地での調査等を実施するものとする。

イ 青果物の合理的な流通方法の実証

次に掲げる、流通事業者や実需者等の受入体制に合わせた生産・出荷に係る実証を1つ以上実施するものとする。

(ア) パレット、外装・包装サイズの標準化

主に人手により行われている段ボールの積み上げ・積み下ろし作業の負担軽減や輸送に係る作業の時間短縮、低コスト化に向け、標準パレットの活用や段ボールサイズ等の標準化といった新たな流通方法の実証を行った上で、分析、評価及び改善検討を行う。

(イ) 出荷規格の見直し・簡素化

従来の細分化された出荷規格により労力を要している収穫、調製、選別及び出荷等の作業（以下「出荷関連作業」という。）の効率化に向けた、出荷規格の統合・簡素化や簡素な荷姿での出荷といった新たな流通方法の実証を行った上で、分析、評価及び改善検討を行う。

ウ 成果の報告

ア及びイの成果に関する報告書を作成する。

エ 機器・設備等のリース導入

イの取組を実施するために必要な機器・設備等のリースによる導入を行う。

(2) 事業対象品目

野菜（ばれいしょ、かんしょを除く）、果樹に限る。

(3) 事業実施期間

原則1年以内

第4 補助対象経費

第3の取組に要する補助対象経費の範囲は本要領別表2のとおりとし、申請補助金額は千円単位（未満切り捨て）で計上することとする。

ただし、第3の1（1）ウ及び2（1）エにより機器・設備等をリース導入する場合にあっては、以下の要件を満たすものとする。

1 機器・設備等のリース方式による導入等の取組に関する留意事項

（1）機器・設備等のリース方式による導入等の取組に関する留意事項

ア 機器・設備のリース方式による導入の規模は、事業実施主体が設定する成果目標の達成に必要な機械の規模に基づいて決定することができるものとする。なお、導入する機器・設備等は、本体価格が50万円以上であるものとする。

イ 機器・設備等のリース料補助金の額は、次の（ア）及び（イ）の算式により計算した額のうちいずれか小さいものから千円未満を切り捨てた額を合計して得ることとする。

なお、リース物件価格には、リース導入に係る工事費等諸経費を含むことができるものとする。

ただし、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

（ア）リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）

（イ）リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）

ウ 事業実施主体は、リース内容や対象の決定根拠等に係る事項を事業実施計画に記載することとする。

エ 対象の範囲

導入する農業機械等・設備は、本事業における成果目標の達成に寄与する認められるものに限るものとする。

オ 利用条件

（ア）事業実施主体は、成果目標の達成後もリース方式により導入した機器・設備等を継続利用する場合は、地方農政局長等（事業実施主体が北海道にあっては北海道農政事務所長、事業実施主体が沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体がその他の都府県にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の利用方針を別途設定するものとする。

（イ）本事業で助成の対象となる機器・設備等のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の規定にかかわらずリース方式による導入を行うことができるものとする。

（ウ）導入する機器・設備等は、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）

に加入することが確実に見込まれるものとする。

(エ) 本事業においてリース会社から借り受けた物件については、本事業により取得した財産とみなすものとする。

カ リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約（機械等を賃借する事業実施主体又は事業実施主体の構成員（以下「事業実施主体等」という。）と、当該事業実施主体等が導入する対象機械等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) リース事業者及びリース料がキにより決定されたものであること。

(イ) リース期間が1年以上であり、かつ、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数。以下同じ。）以内であること。

(ウ) 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないものであること。

キ 事業実施主体は、リース事業者を複数の業者からの見積りにより選定した上で、リース料を決定するものとする。

2 補助金の支払申請に係る書類

(1) 事業実施主体は、リース契約に基づき機器・設備を導入する場合は、地方農政局長等に対し補助金の申請を行う際に、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(2) 地方農政局長等は、提出のあった請求内容及び資料を確認の上、1に定めるところにより算定されたリース料助成額の範囲内で、事業実施主体にリース料補助金を支払うものとする。

ただし、当該事業実施主体がリース料補助金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

第5 事業の成果目標及び目標年度の設定

1 成果目標

(1) サプライチェーン連携強化推進事業

成果目標は、事業内容に応じて適切な指標を設定することとする。また、実証により実現しようとしているデータ連携の計画やその効果についても設定することとする。

(2) 流通体制合理化実証事業

以下に掲げる目標のいずれか一つを選択することとする。

なお、出荷経費は単位数量当たりの出荷関連作業における経費（円/kg）とし、出荷関連作業のうち、出荷規格の多寡又は出荷の荷姿により作業量・内容が変わらない作業は算定の対象外とする。

ア 対象品目の出荷経費を10%以上削減すること。

イ 対象品目の出荷関連作業に係る労働時間が10%以上削減されること。

2 目標年度

本事業の目標年度は、事業終了年度の翌々年度とする。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

(1) 事業実施主体は、別添1により事業実施計画を作成して地方農政局長等に提出し、その地方農政局長等と協議を行うものとする。

また、別添1－3の環境負荷低減のチェックシートは、記載された各取組を事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施計画に添付するものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された補助事業候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなす。

(2) 事業の範囲が複数の地方農政局長等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出するものとする。事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

なお、事業実施主体が特認団体の場合には、事業実施計画と合わせて別添2に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

(3) 地方農政局長等は、(1)による事業実施計画の協議又は(2)による特認団体協議書の協議を受けた場合は、その内容を確認し、その内容が適切であると認められるときには、事業実施主体に通知するものとする。

(4) 要綱第14の規定に基づく事業実施計画の変更、中止又は廃止の承認申請については、要綱別記様式第3号の「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

また、事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、要綱に定める範囲内で、事業実施主体計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合には、(1)から(4)までに準じた手続を行うものとする。

ア 成果目標の変更

イ アに掲げるもののほか、特に必要と認められる変更

2 事業の着手

(1) 事業は、事業は原則として、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着手届を別添3により作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) (1)により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(1)による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようとするものとする。

第7 点検評価等

1 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を別添4により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

2 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに、別添5により地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成される検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うものとする。
- (3) 地方農政局長等は、農産局長に対し、(2)の検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- (4) 農産局長は、(3)により報告のあった評価結果について、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
- (5) 地方農政局長等は、(4)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。
- (6) 地方農政局長等は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、別添6により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、(4)の委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるこことする。なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

3 報告又は指導

国は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第8 収益納付

- 1 事業実施主体は、第3の1の事業の実施により相当の利益を得た場合には、要綱第26の規定に基づき、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年の間、別添7により各年度における収益の状況を記載した収益状況報告書を作成し、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。また、地方農政局長等が特に必要と認める場合には、当該報告をする期間を延長することができるものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業実施主体等が相当の収益を得たと認める場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じができるものとする。
- 3 収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、本事業に対する補助金の額を限度とし、地方農政局長等が特に必要と認める場合には、収益を納付すべき期間を延長することができるものとする。

第9 開発されたシステム等の帰属

第3の1の事業を実施することにより著作権等が発生した場合には、その著作権は事業実施主体に帰属するが、著作権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して著作権等の登録、出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく、当該登録、出願又は取得の状況について、地方農政局長等に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該著作権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。

第10 その他

- 1 本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が要綱又は本要領に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 2 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。
- 3 本事業により補助金を受けて購入したもののうち1件当たりの取得金額が50万円以

上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって管理する。

別添1（第6の1（1）関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

令和〇年度国産青果物安定供給体制構築事業のうち青果物流通合理化支援（〇〇事業）事業実施計画の（変更）協議について

国産青果物安定供給体制構築事業実施要領（令和7年〇月〇日付け7農産第〇〇号）別紙2の第6の1（1）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 事業実施計画書（別添1－1又は1－2）を添付すること。
2 特認団体の協議にあっては特認団体協議書（別添2）を添付すること。
3 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

担当者：
所 属：
氏 名：
連絡先：
E-mail：

事業実施計画書

(国産青果物安定供給体制構築事業のうち青果物流通合理化支援
(サプライチェーン連携強化推進事業)実施状況報告 兼 評価報告書)

事業実施年度：	年度
事業実施主体：	
都道府県名・市町村名：	

注：各項目について、必要に応じて適宜、行を追加して記入すること。

第1 事業実施主体
1 事業実施主体名及び代表者名

3 事業実施担当者

フ リ ガ ナ	
氏 名	
所 属 部 署	
職 名	
所 属 先 住 所	
電 話 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

4 事業会計担当者

フ リ ガ ナ	
氏 名	
所 属 部 署	
職 名	
所 属 先 住 所	
電 話 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

第2 事業計画総括表
1 事業概要等

区分	事業費	負担区分			補助率	備考
		国庫補助	自己負担	その他		
(1) 生育予測システムや集出荷システム等の導入に向けた調査・検証	0円	0円	0円	0円	定額	
(2) システム連携等によるデータ共有体制の整備	0円	0円	0円	0円	定額	
(3) 機器、設備等のリース導入	0円	0円	0円	0円	定額	
合計	0円	0円	0円	0円	0円	

注1：備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
 簡易課税制度の適用を受ける者
 地方公共団体の一般会計

地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

注2：事業費＝国庫補助+自己負担+その他とすること。

注3：(2) システム・連携等によるデータ共有体制の整備は、必ず実施すること。

2 事業対象品目

事業対象品目	
--------	--

注：本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

3 受益農業従事者の状況

受益農業従事者数	
----------	--

注：本事業を実施することにより益を受ける農業従事者の数を記入すること。

4 関係団体・機関との連携体制

関係団体・機関の名称	所属・役職	氏名	備考

THE JOURNAL OF CLIMATE

の現状と業界の動向、各段階のサプライチェーンの構造、対象品目別に分析する。また、各段階の課題と問題点を明確にし、今後の取り組み方針を示す。

注2: 事業に取り組む目的の記入に当たっては、実施要領第3の1(1)の事業内容に倣して、具体的な目的を記入すること。

2 サプライチェーンの概要 (1) 構成員

(2) 連携の状況（事業のイメージ図）

(乙) 連携の状況 (事業者)

2ナムルタモウタシマシタ。サカナのエビのタマリ。

3 成果目標

(1) 事業実施主体の成果目標(実施要領第5の1(1)関係)		目標数値等			設定の考え方、検証の方法
具体的な内容	基準年度 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	目標年度 (年度)	
合 計					

注1：審査要領第501(1)に基づき設定した成績目標を記載

注1：天加支帳の「（ ）」に金額を記入すること。
 注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

第4 事業全体の実施スケジュール

実施時期		取組の内容	
年	月		
年	月		
年	月		

2 生育予測システムや集出荷システム等の導入、検証

(1) 検討会の開催

ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の内容

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年	月		

注：開催する内容ごとに記入すること。

ウ 先進事例調査等の実施

調査時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備考
年	月			

注1：調査する内容ごとに記入すること。

注2：調査人数の内訳（所属別の人数）及び人数の妥当性を備考欄に記入すること。

工 先進事例調査報告書の作成

報告書の名称	報告書の内容	作成部数	配布先	備考

(2) 生育予測システム、集出荷システム等の導入、検証
システムの導入

名 称	内 容	活用方法	導入による効果	備 考

イ 導入効果、活用方法等の分析、検討

時 期	内 容	体 制	備 考
年 月			

注1：内容には、導入効果、活用方法等の分析、検討の内容や手法を記入する。

注2：体制には、導入効果、活用方法等の分析、検討を行うメンバーや協議の体制を記入する。

(3) 翌年度以降の生産・販売への反映手法の検討

時 期	内 容	体 制	備 考
年 月			

注1：内容には、導入効果、活用方法等の分析、検討の内容や手法を記入する。

注2：体制には、導入効果、活用方法等の分析、検討を行うメンバーや協議の体制を記入する。

(4) 成果の報告

報告書の名称	報告書の内容	備 考

3 システム連携等によるデータ共有体制の整備

(1) データの共有・連携に向けた調査・検証

ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の内容

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催する内容ごとに記入すること。

ウ 先進事例調査等の実施

調査時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備考
年 月				

注1：調査する内容ごとに記入すること。

注2：調査人数の内訳（所属別の人数）及び人数の妥当性を備考欄に記入すること。

エ 先進事例調査報告書の作成

報告書の名称	報告書の内容	作成部数	配布先	備考

(2) データの共有・連携を行うためのプラットフォーム等の整備

取組内容	導入、改良が必要なシステム等	活用方法	効果	備考

(3) データの共有・連携の実証

実証時期	実証内容	構成員	管理責任者	備考
年 月				

注：「管理責任者」の欄は、実証ほにに関する責任者名（又は管理する機関名）を記入すること。

(4) 成果の報告

報告書の名称	報告書の内容	備考

5 機器、設備等のリース導入

(1) 取組詳細

取組内容	導入時期	取組への必要性	備考

注1：実施する取組の内容ごとに記入すること。

注2：リース方式により導入する機械の規模決定等に係る根拠資料を添付すること。

(2) 機器、設備等のリース導入に係る事項

ア リース内容

機器、設備等の名称	仕様・製造会社名・型式	台数	面積	機器、設備等管理者	保管・設置場所	備考
		台	ha			
		台	ha			

注：対象機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

イ 導入する機器、設備等の規模決定根拠

機器、設備等の名称	リース物件価格	リースする機器、設備等の選定理由及び規模決定の根拠	備考
	円		
	円		

注1：「リース物件価格（円）」の欄には、リースする機械の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。

注2：リースする機器・設備等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では機器・設備等の能力を決定（導入する機器・設備等の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機器・設備等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

ウ 機器、設備等のリース料等

リース期間（※1又は※2のいずれかを記入）	開始月～終了月（※1）	年	月～	年	月	リース借受日から〇年間（※2）	年
リース物件取得予定価格（消費税抜き）	①	円	※リース料助成申請額②は、下記の算式のいづれか小さい額を記入すること。				
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）	②	円	（使用した算式に〇を記入すること）				
リース料助成申請額	③	円	<input type="checkbox"/> I リース物件価格 × リース期間 / 耐用年数 × 1/2 以内				
リース諸費用（消費税抜き）	④	円	<input type="checkbox"/> II リース物件価格 - 残存価格) × 1/2 以内				
消費税	⑤	円					
事業実施主体負担リース料（消費税込み）①-②-③+④+⑤	0円						

注1：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注2：複数の機器、設備等をリース導入する場合、表を追加し、機器、設備等ごとに記載すること。

7 事業完了（予定）年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

第5 必要経費
1 経費の配分と負担区分

区分	事業費	負担区分			備考
		国庫補助	自己負担	その他	
(1) 生育予測システムや集出荷システム等の導入に向けた調査・検証	0円	円	円	円	円
(2) システム連携等によるデータ共有体制の整備	0円	円	円	円	円
(3) 機器、設備等のリース導入	0円	円	円	円	円
合 計	0円	0円	0円	0円	0円

注1：「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。
注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 準 助 金	円	円	円	円	円
自 己 資 金	円	円	円	円	円
そ の 他	円	円	円	円	円
合 計	0円	0円	0円	0円	0円

(2) 支出の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
合 計	0円	0円	0円	0円	0円

注：実施要領別表の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

第8 添付書類（添付書類名を記載すること。）

- 1 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）
- 3 その他地方農政局長等が必要と認める資料

事業実施計画書
(国産青果物安定供給体制構築事業のうち青果物流通合理化支援
(流通体制合理化実証事業)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度：	年度
事業実施主体：	
都道府県名・市町村名：	

注：各項目について、必要に応じて適宜、行を追加して記入すること。

第1 事業実施主体
1 事業実施主体名及び代表者名

2 事業実施担当者					
フ	リ	ガ	ナ		
氏	名				
所	属	部	署		
職	名				
所	属	先	住	所	
電	話	番	号		
メ	ール	ア	ド	レ	ス
3 事業会計担当者					
フ	リ	ガ	ナ		
氏	名				
所	属	部	署		
職	名				
所	属	先	住	所	
電	話	番	号		
メ	ール	ア	ド	レ	ス

第2 事業計画総括表
1 事業概要等

区分	事業費	負担区分			補助率	備考
		国庫補助	自己負担	その他		
(1) 流通体制の合理化に向けた調査・検討	0円	円	円	円	円	定額
(2) 青果物の合理的な流通方法の実証	0円	円	円	円	円	定額
(3) 成果の報告	0円	円	円	円	円	定額
(4) 機器・設備等のリース導入	0円	円	円	円	円	定額
合 計	0円	0円	0円	0円	0円	

注1：備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
 簡易課税制度の適用を受ける者
 地方公共団体の一般会計

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。
注3：(1)から(3)までの取組を全て実施すること。

2 事業対象品目

事業対象品目	
--------	--

注：本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

3 受益農業従事者の状況

受益農業従事者数	
----------	--

注：本事業を実施することにより益を受ける農業従事者の数を記入すること。

4 関係団体・機関との連携体制

関係団体・機関の名称	所属・役職	氏 名	備考

第3 事業の目的及び成果目標
1 事業の目的

注1：対象品目の流通体制（輸送方式、外装、出荷規格等）の現状と課題、事業に取り組む目的、事業取組後の効果等を記載すること。
注2：事業に取り組む目的の記入に当たっては、実施要領第3の2（1）の事業内容に合致するものであることを具体的かつ簡潔に記入すること。

2 流通体制の概要
(1) 關係者

生産者	流通事業者	実需者等	その他の關係者

(2) 流通体制の状況（事業のイメージ図）

別紙にて作成する。（様式自由）

注：關係者間でどのような輸送技術・方式、出荷規格が用いられているかを明記する。

3 成果目標（実施要領第5の1（2）関係）
(1) 事業実施主体の成果目標（実施要領第5の1（2）関係）

具体的な内容	目標数値等			実績値 年度	設定の考え方、検証の方法
	基準年度 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)		
合 計					

注1：実施要領第5の1（2）に基づき設定した成果目標を記載。

注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

第4 事業全体の実施スケジュール

実施時期		取組の内容	
年	月		
年	月		
年	月		

(1) 検討会の構成

検討会名	所属・役職名

注：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

(2) 検討会の内容

開催時期	開催場所	検討内容
年 月		

注：開催及び検討する内容ごとに記入すること。

3 調査・分析
(1) 調査内容

調査時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備考
年 月				

注1：調査する内容ごとに記入すること。
注2：調査人数の内訳（所属別の人数）及び人数の妥当性を備考欄に記入すること。

(2) 分析内容

--

4 青果物の合理的な輸送方法の実証
(1) パレット・外装・包装・サイズの標準化

取組時期	取組内容	取組による効果	備考
年 月			

(2) 出荷規格の見直し・簡素化

取組時期	取組内容	取組による効果	備考
年 月			

注：実施する取組の内容ごとに記入すること。

5 成果の報告

報告書の名称	報告書の内容	備考

6 機器、設備等のリース導入

(1) 取組詳細

取組内容	導入時期	取組への必要性	備考

注1：実施する取組の内容ごとに記入すること。
 注2：リース方式により導入する機械の規模決定等に係る根拠資料を添付すること。

(2) 機器、設備等のリース導入に係る事項 ア リース内容

機器、設備等の名称	仕様・製造会社名・型式	台数	面積	機器、設備等管理者	保管・設置場所	備考
		台	ha			
		台	ha			

注：対象機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

イ 導入する機器、設備等の規模決定根拠

機器、設備等の名称	リース物件価格	リースする機器、設備等の選定理由及び規模決定の根拠	備考
	円		
	円		

注1：「リース物件価格（円）」の欄には、リースする機械の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格）を記入すること。
 注2：リースする機器・設備等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では機器・設備等の能力（導入する機器・設備等の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機器・設備等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

ウ 機器、設備等のリース料等

リース期間（※1又は※2のいずれかを記入）	開始月～終了月（※1）	年 月～年 月	リース借受日から〇年間（※2）	年
リース物件取得予定価格（消費税抜き）	①	円	※リース料助成申請額③は、下記の算式のいすれか小さい額を記入すること。 (使用した算式に〇を記入すること)	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）	②	円		
リース料助成申請額	③	円	<input type="checkbox"/> I リース物件価格 × リース期間 / 耐用年数 × 1 / 2 以内	
リース諸費用（消費税抜き）	④	円		
消費税	⑤	円	<input type="checkbox"/> II (リース物件価格 - 残存価格) × 1 / 2 以内	
事業実施主体負担リース料（消費税込み）①-②-③+④+⑤	0 円	0 円		

注1：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注2：複数の機器、設備等をリース導入する場合、表を追加し、機器、設備等ごとに記載すること。

8 事業完了（予定）年月日 _____

第5 必要経費
1 経費の配分と負担区分

区分	事業費	負担区分			備考
		国庫補助	自己負担	その他	
(1) 流通体制の合理化に向けた調査・検討	0 円	円	円	円	円
(2) 青果物の合理的な流通方法の実証	0 円	円	円	円	円
(3) 成果の報告	0 円	円	円	円	円
(4) 機器・設備等のリース導入	0 円	円	円	円	円
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

注1：「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	円
自 己 資 金	円	円	円	円	円
そ の 他	円	円	円	円	円
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

(2) 支出の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

注：実施要領別表の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

第8 添付書類（添付書類名を記載すること。）

- 1 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）
- 3 その他農政局長等が必要と認める資料

〇〇 殿

年 月 日

環境負荷低減のクロスコントラインス チェックシート

(農業経営体向け)

組織名又は法人へ名

氏名(法人の場合は代表者名)

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、✓を記入してください。
該当しない場合は、✗(斜線)を記入してください。

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
	肥料の適正な保管		悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
	肥料の使用状況等の記録・保存に努める			
	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討			
	有機物の適正な施用による土づくりを検討			
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める			
	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討			
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	農薬の適正な使用・保管		病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(再掲)	
	農薬の使用状況等の記録・保存		多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討(再掲)	
申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
	農薬の適正な使用・保管		みどりの食料システム戦略の理解	
	農薬の使用状況等の記録・保存		関係法令の遵守	
			農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	
			正しい知識に基づく作業安全に努める	

<報告内容の確認と個人情報の取扱いについて>
 ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
 ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

(注)取り組んだ項目については、記述書類等の作成及び保管が必要です。ただし、説明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、この限りではありません。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

（食品関連事業者向け）

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、✓を記入してください。
該当しない場合は、／＼（斜線）を記入してください。

(1) 適正な施肥		(6) 生物多様性への悪影響の防止	
申請時 (します)	報告時 (しました)	申請時 (します)	報告時 (しました)
環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討		生物多様性に配慮した事業実施に努める	
(2) 適正な防除		排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	
申請時 (します)	報告時 (しました)	申請時 (します)	報告時 (しました)
環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）		(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
(3) エネルギーの節減		みどりの食料システム戦略の理解	
申請時 (します)	報告時 (しました)	申請時 (します)	報告時 (しました)
工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める		関係法令の遵守	
省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める		環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	
環境負荷低減に配慮した商品・原料等の調達を検討		機械等の適切な整備と管理に努める	
		正しい知識に基づく作業安全に努める	
(4) 悪臭及び害虫の発生防止		報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて	
申請時 (します)	報告時 (しました)	<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>	
悪臭・害虫の発生防止・低減に努める		・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。	
		・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。	
(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		上記について、確認しました→□	
申請時 (します)	報告時 (しました)		
食品ロスの削減に努める			
プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理			
資源の再利用を検討			

(注) 取り組んだ項目については、証明書類等の作成及び保管が必要です。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合には、この限りではありません。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

（民間事業者・自治体等向け）

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、✓を記入してください。
該当しない場合は、／（斜線）を記入してください。

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討		生物多様性に配慮した事業実施に努める	
申請時 (します)	(2) 適正な防除	申請時 (します)	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	
	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）			
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める		みどりの食料システム戦略の理解	
	省エネを意識し、不要・非効率なエネルギー消費をしない（ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める		環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	
	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討		機械等の適切な整備と管理に努める	
			正しい知識に基づく作業安全に努める	
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	申請時 (します)		報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて
	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める			<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて> ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。 ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	申請時 (します)		上記について、確認しました→ <input type="text"/>
	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理			
	資源の再利用を検討			

（注）取り組んだ項目については、記述書類等の作成及び保管が必要です。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合には、この限りではありません。

別添2（第6の1（2）関係）

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること。
2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること。
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること。
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、
その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
5 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

令和〇年度国産青果物安定供給体制構築事業のうち青果物流通合理化支援（〇〇事業）交付決定前着手届について

国産青果物安定供給体制構築事業実施要領（令和7年〇月〇日付け7農産第〇〇号）別紙2の第6の2（1）の規定に基づき、下記のとおり、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

1 交付決定前着手に係る条件

以下3点の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出る。

- ・交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- ・交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- ・当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

2 事業内容

3 事業費

4 着手予定年月日及び完了予定年月日

着手予定年月日：

完了予定年月日：

5 理由

別添4（第7の1（1）関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

令和〇年度国産青果物安定供給体制構築事業のうち青果物流通合理化支援（〇〇事業）実施状況報告書の提出について

国産青果物安定供給体制構築事業実施要領（令和7年〇月〇日付け7農産第〇〇号）別紙2の第7の1（1）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

（注）事業実施状況報告書（別添1-1又は1-2に準ずるもの）を添付すること

別添5（第7の2（1）関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

令和〇年度国産青果物安定供給体制構築事業のうち青果物流通合理化支援（〇〇事業）評価報告について

国産青果物安定供給体制構築事業実施要領（令和7年〇月〇日付け7農産第〇〇号）別紙2の第7の2（1）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

（注）評価報告書（別添1-1又は1-2に準ずるもの）を添付すること

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

国産青果物安定供給体制構築事業のうち青果物流通合理化支援（○○事業）
(令和○年度)における改善計画について

令和○年度において、国産青果物安定供給体制構築事業のうち青果物流通合理化支援（○○事業）について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画
(改善計画は、1か年の計画とし、別添1-1又は1-2に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

区分	指標	事業実施後の状況（実績）			改善計画	
		目標年	目標値	達成度	目標値	達成度

- 4 改善方策
(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制

別添7 (第8の1関係)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

令和〇年度国産青果物安定供給体制構築事業のうち青果物流通合理化支援（〇〇事業）収益状況報告書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった国産青果物安定供給体制構築事業のうち青果物流通合理化支援（〇〇事業）に関する令和〇年度の収益の状況について、国産青果物安定供給体制構築事業実施要領（令和7年〇月〇日付け7農産第〇〇号）別紙2の第8の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1 事業の内容 | |
| 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額 | 円 |
| 3 上に要する費用の総額 | 円 |
| 4 補助金の確定額（令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号により確定） | 円 |
| 5 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 6 本年度収益納付額 | 円 |

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。